

申請者・設計者・施工者の皆様へ

令和7年1月 滋賀県特定行政庁連絡会議

(令和8年1月より 一部見直し)

宅地造成及び特定盛土等規制法 の規定に適合していることを 証する書面について

令和7年4月1日以降に確認済証が交付され
る建築物の確認申請には

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に 適合していることを証する書面

の添付が必要です。

※ 適合していることを証する書面については裏面を御参照ください

対象エリア 滋賀県全域

〔特定行政庁 滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、
草津市、守山市、東近江市の各全域〕

詳細については、滋賀県のホームページからご確認ください



※ 詳細は県ホームページをご確認ください

滋賀県 盛土規制法 証する書面



「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面」は次の①(※)または②～④のいずれかとします

① 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可要否確認書(※)

または

- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可証または受理された届出書（同法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項に基づく許可または同法第27条第1項、第28条第1項に基づく届出）
- ③ 盛土規制法施行規則第88条に基づく証明書
- ④ 都市計画法に基づく許可証（都市計画法第29条第1項または第2項に基づく許可）

※ 「① 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可要否確認書」について

令和8年1月1日より運用が変わります

- ①の書類で最初に確認ください。敷地面積1000m²未満で行う建築行為で、②～④による許可、届出または証明（以下「許可等」という。）が必要とならない場合に限り、①の書類のみで「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面」とすることができます
- ①の書類で確認の結果、許可等が必要となる場合は②～④のいずれかの書類を添付してください
- 盛土規制法の詳細内容や①の確認書の記載方法等については、滋賀県住宅課にお問い合わせください

注：大津市および近江八幡市では運用が異なりますので、詳細等については大津市または近江八幡市にお問い合わせください。

盛土規制法に関する問い合わせ先

| 行政庁名 | 所管区域 | 担当部署 | 連絡先 |
|-------|---------------------------|------------|--------------|
| 滋賀県 | 大津市域および近江八幡市（山間部を除く）以外の区域 | 土木交通部住宅課 | 077-528-4240 |
| 大津市 | 大津市 | 都市計画部開発調整課 | 077-528-2876 |
| 近江八幡市 | 近江八幡市（山間部を除く） | 都市整備部都市計画課 | 0748-36-5510 |

建築基準法に関する問い合わせ先

| 行政庁名 | 所管区域 | 担当部署 | 連絡先 |
|---------|------------------------|-----------------|--------------|
| 大津市 | 大津市 | 都市計画部建築指導課 | 077-528-2774 |
| 彦根市 | 彦根市 | 都市政策部建築指導課 | 0749-30-6125 |
| 長浜市 | 長浜市 | 都市建設部建築課（建築指導室） | 0749-65-6543 |
| 近江八幡市 | 近江八幡市 | 都市整備部建築課 | 0748-36-5544 |
| 草津市 | 草津市 | 都市計画部建築政策課 | 077-561-2378 |
| 守山市 | 守山市 | 建設部建築課 | 077-582-1139 |
| 東近江市 | 東近江市 | 都市整備部建築指導課 | 0748-24-5656 |
| 上記以外の区域 | 滋賀県（以下の市町に限る） | 土木交通部建築課建築指導室 | 077-528-4258 |
| | 栗東市、野洲市、甲賀市 | 甲賀土木事務所管理調整課 | 0748-63-6163 |
| | 湖南市、日野町、竜王町 | 湖東土木事務所管理調整課 | 0749-27-2250 |
| | 米原市、愛荘町、豊郷町 甲良町、多賀町 | 高島土木事務所管理調整課 | 0740-22-6046 |
| | 高島市 | 高島土木事務所管理調整課 | 0740-22-6046 |